

(証券コード 5940)
2022年6月13日

株 主 各 位

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号
新川崎三井ビルディング

不二サッシ株式会社

代表取締役社長 吉 田 勉

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、3頁の議決権の行使についてのご案内をご参照いただき、極力、郵送（書面）またはインターネットにより事前の議決権行使（期限：2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで）をいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県川崎市川崎区日進町一番地
川崎日航ホテル 11階 橘楓の間 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

~~~~~  
本招集ご通知に際して株主の皆様にご提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制、連結注記表および個別注記表に表示すべき事項につきましては、法令および定款に基づき、当社ホームページ（<https://www.fujisash.co.jp/>）への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

本株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

株主総会参考書類および別添の「第41期 報告書」に修正が生じた場合は、直ちに当社ホームページ (<https://www.fujisash.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

3頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日は当社では軽装（いわゆるクールビズ）にて対応させていただきます。

### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知お目通しいただけますようお願い申し上げます。

その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.fujisash.co.jp/>

## ■議決権の行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただける場合



株主総会開催日時

2022年  
6月29日（水曜日）  
午前10時開催

（受付は午前9時に開始いたします。）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※ 代理人による議決権行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

### 株主総会にご出席いただけない場合



郵送（書面）による  
議決権行使

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネットによる  
議決権行使

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時30分までに行使

パソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイトおよび議決権行使方法の詳細につきましては、下記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

## ■インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 「議決権行使ウェブサイト」（ID・パスワード入力）による方法

- (1) ①「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://www.web54.net>

②パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

③パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。当社よりパスワードをお問い合わせすることはございません。

④パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 2. ご注意

①行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。

②郵送とインターネットにより、議決権を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回またはパソコン・スマートフォンで重複してご行使された場合は、最後にご行使されたものを有効とします。

③インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

④インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社 証券代行部までお問い合わせください。

「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先



0120-652-031（9：00～21：00）

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆様への利益還元を図っております。

当期は減損損失を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失33億2千6百万円となりましたが、今後の経営環境等を勘案のうえ、株主の皆様のご愛顧にお応えするため、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき1円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき1円

配当総額 金126,188,670円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> | <p>(附則)</p> <p><u>第 1 条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

以上

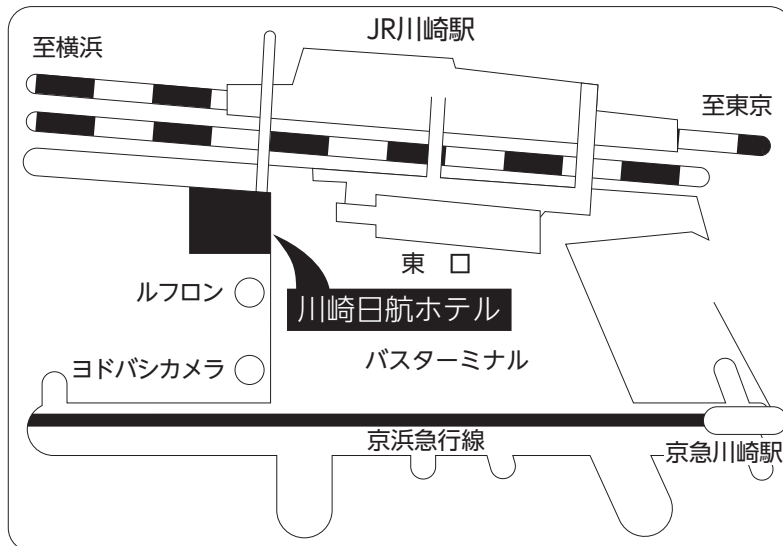
〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 定時株主総会会場ご案内図

神奈川県川崎市川崎区日進町一番地 川崎日航ホテル  
11階 橘楓の間

TEL 044-244-4441



### 最寄りの交通機関

- ・ JR線「川崎駅」東口より徒歩1分
- ・ 京浜急行線「京急川崎駅」より徒歩5分



①右手に見えるエスカレーターに乗らずに、左側通路を直進



②横断歩道を渡り右手に進み、ホテル1階正面玄関へ到着